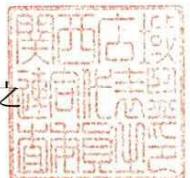


関広監第7号
平成30年7月24日

関西広域連合議会議長 西村 久子 様

関西広域連合監査委員 中務 裕之



関西広域連合監査委員 中山 俊雄



例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

- 1 検査の対象 平成30年1月分から平成30年6月分までの一般会計及び歳入歳出外現金に属する現金の出納事務
- 2 検査の期日 平成30年 2月26日、平成30年 3月26日
平成30年 4月25日、平成30年 5月25日
平成30年 6月25日、平成30年 7月17日
- 3 検査の方法 検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と指定金融機関発行の残高証明書、関係諸表等について抽出照査を実施した。
- 4 検査の結果 検査対象の月末日の残高が諸帳簿と合致し、計数上の誤りはなく、正確であると認めた。

関広監第6号
平成30年7月27日

関西広域連合議会議長 西村 久子 様

関西広域連合監査委員 中務 裕之



関西広域連合監査委員 中山 俊雄



監査結果の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

(3) 監査実施日

平成30年7月26日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

所管している事務全般について監査を実施したところ、地方自治法及び関連規程に基づき、概ね、適正に処理されているものと認められた。

今後とも、関西広域連合の設立趣旨を踏まえ、本部事務局及び各分野事務局が連携し、適正かつ効果的な事務の執行、施策の推進に努められたい。

